

# 坂東市で新婚生活を始める方へ

## 結婚新生活支援補助金のご案内

市では、次の要件を満たした新婚世帯（夫婦）に対して、新居の購入・家賃・引越し費用の一部を助成します。

### どんな世帯(夫婦)が対象なの？

- 平成31年1月1日から令和2年3月31日までに婚姻届を提出していること
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること
- 夫婦の年間所得の合計が340万円未満で市税等の滞納がないこと
- 新居が市内にあること
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

### どんな費用が対象なの？

#### 新居の住居費

- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

#### 新居への引越し費用

- ③引越し業者や運送業者に支払った新居への引越し費用

### いくら補助を受けられるの？

- ①～③を合わせて1世帯あたり上限30万円です。

### 申請方法は？

市役所3階企画課までお越しください。

※詳しくは企画課までお問合せください。

市ホームページからもご確認できます。⇒



■お問合せ 企画課 ☎0297(21)2181



## みんなで乗って守ろう！公共交通！

みなさん、最近バスに乗りましたか？

市内には、路線バスやコミュニティバス「坂東号」が走っていますが、十分に利用されていません。

このまま、バスの利用者が少ないと、運行本数の減少などにより、さらに利用者が減少する悪循環に陥り、路線の維持が困難となってしまいます。

みんなで、少しずつでも公共交通を利用しましょう。

### 自動車の利用から公共交通へ変えると

- 歩くことが多くなり、運動不足が解消できる。
- 交通渋滞が緩和され、安全に移動できる。
- CO<sub>2</sub>の削減になり、環境にやさしい。
- 移動時間の有効活用ができる。



■お問合せ 企画課 ☎0297(21)2181